

千葉県告示第930号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当する者を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

令和5年11月10日

千葉市長 神谷俊一

施 術 者		施 術 所		指定年月日
氏 名	住 所	名 称	所 在 地	
中基 昌志	千葉県花見川区 幕張町 2-1011	訪問マッサージ KEiROW 船橋ス テーション	千葉県船橋市 上山町 1-136-16	令和5年10月1日